吉川市

令和6年度

固定資産税 償却資産申告の手引き

平素より、吉川市税務行政に格別のご協力をいただき、 厚く御礼申し上げます。

令和6年度の償却資産(固定資産税)の申告時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。この申告の手引きをご参照の上、申告書のご提出をお願いいたします。



お願い

- ○電子申告「eLTAX (エルタックス)」での申告にご協力ください。
- ○資産をお持ちでない場合、転出、廃業等があった場合も、申告書の備考欄にその旨ご記入の上、ご提出をお願いします。
- ○郵送で申告する際、受付印押印済の償却資産申告書の**控えが必要な場合**は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封し、提出用と控用の2枚を提出してください。
- ○昨年eLTAX (エルタックス)で申告した方には、増加用種類別明細書を添付しておりませんので、必要な場合は吉川市ホームページより印刷してご使用ください。

	2~3	頁	I	償却資産について
手	4~6	頁	П	償却資産の申告について
引	7~8	頁	Ш	償却資産の評価と課税について
き	8	頁	IV	非課税及び課税標準の特例とされる資産について
目	9	頁	V	申告の際の注意点について/よくある質問Q&A
次	10~11	頁	VI	償却資産申告書及び種類別明細書の記載例
	12	頁	VII	提出前チェックシート

提出期限	<u>令和6年1月31日(水)</u>
提出・問合せ先 (提出の際の宛名としてもご利用ください)	〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地吉川市役所 課税課 家屋係(償却資産担当) 宛
८ ७ ८ १ छ ।	電話:048-982-5111(代表) 内線1205

償却資産について

1 償却資産の範囲

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、 その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な 経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のも の(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。

2 償却資産の種類と具体例 ※償却資産の対象となる主な資産の例示となります。

(1)種類別

	資産(の種類	主な償却資産の例示				
	構	構築物	門、塀、広告塔、舗装路面、緑化施設、その他土地に定着する土木設備又は工作 等				
第1種	築 物	建物附属設備					
第2種	機柄	城 及 び 装 置	工作機械、建設機械、印刷機械、搬送装置、クリーニング設備、機械式駐車設備、その他物品の製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等				
第3種	船	舟	ボート、遊覧船、漁船 等				
第4種	航	空格	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等				
第5種	車両	及び運搬具	構内運搬車、手押し車、大型特殊自動車(分類番号: 「9」「90~99」「900~99」「00~09」「00~09」「00~099」ナンバー) 等				
第6種	工具	・器具及び備品	各種工具、金型、机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、陳列ケース、 事務機器、医療機器、厨房機器、娯楽用器具、自動販売機 等				

(2)業種別

業種					課税対象となる償却資産の例
4	₩	1 #	++	۱۳.	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等(賃借人(テナント)
各	業	種	八	通	等が取り付けた場合)、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン等)、LAN設備 等
製		造		業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 等
印		刷		業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他
建		設		業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、
建		記		未	コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車 等
娯		楽		業	パチンコ・パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、防犯監視設備 等
飲		食		店	自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
小		売		店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
理:	容業	• •	美容	業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール 等
ク	リー	= 1	ング	業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板 等
医	療・	薬	局	業	各種医療機器(レントゲン装置、手術機器 等)、陳列ケース、キャビネット、 等
±,	ソリ	`. 7	<i>ا</i> د	, Ľ	オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、
<i>)</i> ,	<i>J</i> · <i>J</i> ·	<u> </u>	メノ	' '	ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備 等
不	動。	全 貨	计付	業	自家発電等電気設備、屋外給排水ガス設備、駐車場舗装路面、駐車装置、門、塀、
ビ.	ル・	アノ	<u>۳۴ –</u>	ト	フェンス、植栽、側溝、看板、中央監視装置、街路灯、集合郵便受 等
駐	車・	駐	論場	業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置等
農				業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備・器具 等

3 家屋と償却資産との区分について

固定資産税では、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価し、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として課税します。

<家屋と償却資産の区分例> ※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

=0./# 0						家屋と	こ設備等	手の所を	与関係
設備の 種類	設備	睛等	の分業	頁	設備等の内容	同じ	場合	異なる場合	
生块						家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装	•	造 作	等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	0			0
外構工事	外	構	エ	事	工事一式(門・塀・緑化施設・舗装路面等)		0		0
	受 変	[]	記設	備	設備一式		0		0
	予備	電	源 設	備	蓄電池設備、発電設備、無停電電源設備等		0		0
	中央	監	視装	置	装置一式		0		0
	雪灯	昭	明設	借	屋外設備一式		0		0
	₩ V1	777		I/Ħ	屋内設備一式	0			0
	電力	引	込 設	備	引込工事		0		0
	動力	西口	線 設	借	特定の生産または業務用の設備		0		0
	まり ノン	ĦL	心水 口 又	I/⊞	上記以外の設備	0			\bigcirc
電気設備	電	話	設	備	電話機、交換機等の機器		0		0
		中	収	加	配管・配線、端子盤等	0			0
	L A	۱ ۱	1 設	備	設備一式		0		0
	放送・拡声設備		; 借	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		0		0	
					配管・配線等	0			0
	l			ラ	受像機(テレビ)、カメラ		0		0
	(I	TV)	設備		設備一式	0			0
	避 '	雷	設	備	設備一式	0			0
	火災	報	知設	備	設備一式	0			0
	 給 排	E 7	✓ 訟	借	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備)		0		0
	Л ГД 37	L \1	<u> </u>	1/111	配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	0			0
 給排水・					局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用等)		0		0
衛生設備	給	湯	設	備	局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、 中央式給湯設備	0			0
	ガ	ス	設	備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		0		0
	//		пX	I/HI	屋内の配管等	0			0
 防災設備	消	<i>\</i> \	雲	備	消火器、避難器具、ホース、ノズル、ガスボンベ		0		0
	/F .	<u> </u>	nX.	VH3	消火栓設備、スプリンクラー設備等	0			0
	厨	尾	設	備	事業用の設備一式(飲食店・病院・社員食堂等)		0		0
	125)	<i></i>	nX.	νĦ	上記以外の設備	0			0
その他の 設備等	そ の 他		他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、 簡易間仕切(衝立)、機械式立体駐車場設備、駐 輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カー テン、ブラインド 等		0		0	

(4)テナント等が取り付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)の取扱いについて)

家屋の所有者と異なる者(テナント等)が取り付けた家屋の附帯設備(内装・床・壁・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産については、上記の区分例にかかわらず、償却資産としてテナント事業者からの申告が必要です。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている法人または個人の方は、 地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の吉川市内に所在する償却 資産の所有状況を申告していただくことになっています。

2 提出する書類

○初めて申告される方……全資産を申告してください。

対 象 者	①令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に、新たに吉川市内で事業を始められた方 (市内にリース資産を設置した場合も含みます) ②その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和6年1月1日現在、吉川市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出書類	(ア)償却資産申告書 (イ)種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	*該当する償却資産のない方は、申告書右下の「備考(添付書類等)」に「該当資産なし」 と記載して提出してください。

○前年度までに申告されている方····・増減した資産について申告してください。

対 象 者	前年度(令和5年度)に申告されている方							
令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加及び減少資産 対象資産 ださい。その際は未申告であることがわかるよう摘要欄に記載してください。)								
	(ア)償却資産申告書							
提出書類	(イ)種類別明細書 資産が	減少	「保有資産が印字済の様式」を使用して、減少資産に抹消線(赤字)を引いてください。					
	(1 <i>)</i> 性规则的构音(具 <i>性)</i> "(増加	「手書き用の複写様式」に増加資産を記入して ください。					
その他	*前年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載し、(ア) 償却資産申告書のみを提出してください。ただし、企業電算処理の場合は(イ)種類別明細書も提出してください。 *法人の場合、決算日以降の増減についても、漏れのないようにご注意ください。							

※廃業・解散・移転などにより令和6年1月1日現在、吉川市内に資産を所有していない場合でも、 申告書右下の「備考(添付書類等)」に廃業(年月日)等の旨を記載し、申告書を提出してください。

※受付印が押された控えのご返送をご希望の場合は、**必ず切手を貼った返信用封筒を同封し、提出用・控用の両方を提出**してください。

吉川市では、オフィスや自宅からインターネットで申告ができる、電子申告「eLTAX(エルタックス)」による受付も行っています。ご利用方法は、eLTAXへルプデスクでご確認ください。また、申告データ作成の操作方法についてもeLTAXへルプデスクまでお問合せください。

☆ホームページ:https://www.eltax.lta.go.jp/(地方税共同機構)

☆電 話:0570-081459(繋がらない場合は03-5521-0019へ)



≪電子申告での注意点とお願い≫ 吉川市に償却資産の登録があり、 初めて電子申告を行う方は、所有 者コードの入力にご協力ください。

3 申告の対象となる資産

申告の対象となるものは、おおむね次のとおりです。

- ① 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- ② 減価償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ③ 簿外資産
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑤ 遊休資産または未稼働資産(メンテナンス等を行い使用できる状態にある資産)
- ⑥ 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産
- ⑦ 資産の所有者が他の者に貸し付けている資産(リース物件等)
- ⑧ 賃借人(テナント)等の方が施した内装、造作及び建築設備等の資産(※賃借人が申告します)
- ⑨ 福利厚生の用に供する資産(更衣室ロッカー、社員食堂の厨房設備等)
- ⑩ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

4 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要がありません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- ② 無形固定資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費·試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、 所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの(平成20年4月1日以後契約分)
- ⑦ 耐用年数(使用可能期間)が1年未満の資産(ただし、リース資産で個別償却しているものは除く)

〈参考〉少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い						
	10万円未満	必要経費	申告対象外(※)						
個人の場合	10万円以上	3年間一括償却	中口对象外(常)						
(平成11年1月1日以後に 取得した資産)	20万円未満	減価償却	申告対象						
	20万円以上	減価償却							
		損金算入	由生社会材(※)						
は1の担人	10万円未満	3年間一括償却	申告対象外(※)						
法人の場合 (平成10年4月1日以後に		減価償却	申告対象						
開始された事業年度に	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外(※)						
取得した資産) 	20万円未満	減価償却	rh # 1.1 44						
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>						

- ※貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。
- 注)「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、<u>申告対象</u>となります。

5 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に 資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	〇 (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

- ※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。
- ※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を 無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リース する条件のリース取引です。
- ※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。
- ※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税 法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

6 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か 取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却 した場合は課税対象) ※2
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却 した場合は課税対象) ※2
中小企業者等の少額減価償却資産 の取得価額の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	認められません

- ※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮 を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。
- ※2 貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1 納税義務者等

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。 納税通知は毎年5月に行い、納期は5月、7月、12月、翌年2月の4回です。

2 価格の決定

償却資産の取得価額、取得年月日、耐用年数に対応した減価率に基づき、課税対象の全償却資産 一品ごとに賦課期日(毎年1月1日)現在の「評価額」を算出します。

前年中に取得した資産の評価額 (初年度)	評価額 = 取得価額 ×(1 -減価率÷2)
前年前に取得した資産の評価額 (次年度以降)	評価額 = 前年度評価額 ×(1 -減価率)

【注意】算出された評価額が、取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%を評価額とします。

≪減価残存率表(一部抜粋)≫『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐		減 価 死	見 存 率	耐		減 価 死	支 存 率	耐		減 価 死	支 存率
用用	減価率	前年中	前年前	用	減価率	前年中	前年前	用	減価率	前年中	前年前
年		取得	取得	年		取得	取得	年		取得	取得
数	r	1-r/2	1 – r	数	r	1-r/2	1 – r	数	r	1-r/2	1 – r
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

3 評価額の計算例

(例)取得価格:1,000,000円、取得年月日:令和5年9月、耐用年数:3年(減価率:0.536)の資産の場合

令和6年度	1,000,000 円	×	0.732	=	732,000 円	
令和7年度	732,000 円	×	0.464	=	339,648 円	
令和8年度	339,648 円	×	0.464	=	157,596 円	
令和9年度	157,596 円	×	0.464	=	73,124 円	
令和10年月	度 73,124 円	×	0.464	=	33,929 円	<50,000 円(※)

※令和10年度で算出額が取得価格の5%(50,000円)より小さくなるため、令和10年度以降の評価額は50,000円となります。なお、評価計算については吉川市の電算システムで計算を行うため算出の必要はありません。

4 税額の計算方法

課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税 率(1.4%) = 税 額(100円未満切り捨て)

課税標準額とは、市内に所在する資産の評価額の合計(決定価格)です。なお、課税標準の特例が 適用される場合は当該資産の価格に特例率を乗じた額となります。

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告書の提出は必要です。

IV 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

1 非課税となる対象資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、別途「非課税規定の適用申告書」の提出が必要となります。なお、申告書とともに非課税内容にかかる資料等を添付してご提出ください。

2 課税標準の特例が適用される償却資産について

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、種類別明細書の摘用欄に適用条項を記入し、適用にかかる資料を添付のうえ申告をしてください。

○課税標準の特例の対象となる償却資産の例(一部抜粋)

根拠規定		特例対象資産				
	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設				
	第2項第2号	ごみ処理施設				
	第2項第3号	一般廃棄物最終処分場				
	第2項第4号イ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	第2項第4号口	産業廃棄物処理施設				
	第2項第5号	下水道除害施設				
	第26項第1号	 - 太陽光発電設備	1,000kW未満	2/3		
附	第26項第1号	入	1,000kW以上	3/4		
 法 	第26項第1号	 - 風力発電設備	20kW以上	2/3		
15	第26項第1号] 然 刀光电 放佣 	20kW未満	3/4		
条	第26項第1号	 水力発電設備	5,000kW以上	3/4		
	第26項第1号] 水刀光电放懈 	5,000kW未満	1/2		
	第26項第1号		1,000kW未満	2/3		
	第26項第1号	· 地熱発電設備 	1,000kW以上	1/2		
	第26項第1号	│ · バイオマス発電設備	1万kW以上2万kW未満	2/3		
	第26項第1号	ハイカマへ光电設備	1万kW未満	1/2		
	第33項	特定事業所內保育施設				
法附則第64条		中小事業者等が認定先端設備導入計画の認定後に計画に基づき取 得した一定の設備				

※法…地方税法

上記の他、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例」や「中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について」の詳細は吉川市ホームページをご確認ください。

V 申告の際の注意点について

1 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び市税条例第75条第1項の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(最大5年間)となりますので、ご注意ください。

2 実地調査のお願い

申告内容の確認のため、地方税法第353条及び第408条に基づき実地調査を、地方税法第354条の2の規定に基づき国税資料の閲覧調査等を行うことがあります。調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますので、ご協力お願いいたします。

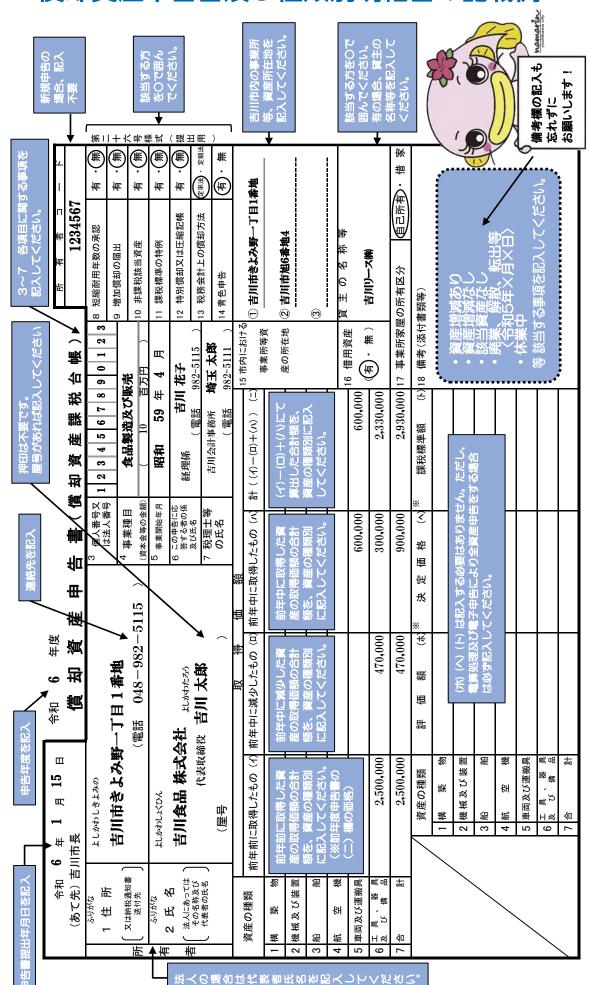
3 申告の際の注意点

- ・資産の増減が無い場合も必ず申告してください。
- ・償却資産をお持ちでない場合や、廃業・休業・転出等があった場合もその旨を備考欄に記入し、 申告書を提出してください。
- ・「屋号」「市内における事業所資産の所在地」の記入をお願いします。
- ・記入の際、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- ・申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄にマイナンバー、法人番号の記載をお願いいたします。 (なお、マイナンバー等の記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。)
- ・ 申告書控え には個人番号(マイナンバー)を記入しない様、ご協力願います。なお、個人番号の 記載がある控えの返送を希望された場合、個人番号を消した状態(塗り潰し等)で返送させていた だきますのでご了承ください。

4 よくある質問 Q&A

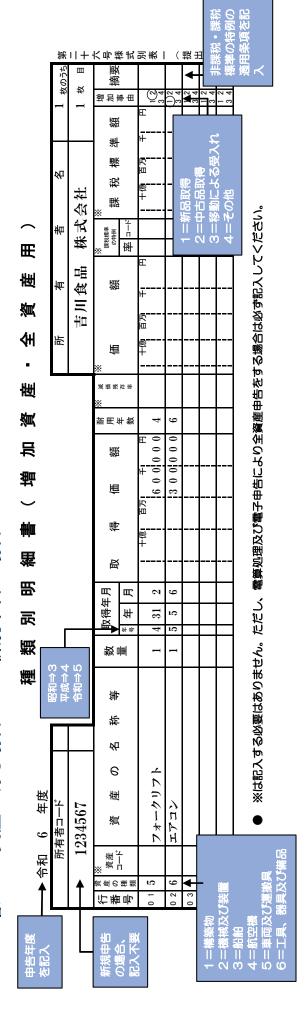
- Q. 課税標準となる額が150万円未満であっても、申告は必要ですか?
- A. 必要です。免税点未満(課税標準となる額が150万円未満)であっても申告書を提出してください。なお該当資産がない場合には、申告書の「18. 備考」欄に"該当資産なし"と記入し提出してください。
- Q. 税務署へ確定申告をしていますが、市へも申告が必要ですか?
- A. 別途、市への申告が必要です。固定資産税は市税、税務署への申告は国税(所得税は法人税)の計算のための申告です。また、国税と市税では償却資産の取り扱いが異なる場合があるため注意が必要です。
- Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税 の課税対象である償却資産に該当しますか?
- A. 耐用年数が経過し、償却済みとなった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象になります。なお評価額の最低限度は取得価格の5%となります。

VI 償却資産申告書及び種類別明細書の記載例



)所有者の住所・氏名について、法人の場合は、本店の住所・名称を記入してください。なお、本店以外に納付書等の送付を希望される場合には()書きで併せてご記入下さい。 個人の場合は、お住まいの住所を記入いただき、営業場所は15欄に所在地を記入ください。 ●前年度申告された方には住所・氏名・(イ)欄等が印字された申告書を送付しています。印字された内容に変更がある場合は、抹消線を引き、正しい内容を記入してください。

複写式の種類別明細書に記入してください。 《増加した資産がある場合》・《新規申告の場合》



印字されている償却資産明細書に記入してください。 《減少した資産がある場合》

1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 1234567 133668 1234567 133668 133688 13368 13368 133688 133688 133688 133688 133688 133688 133688 133688 13	4		非課務	適用			資産の全部が減少した場合は、減少した資産	が記載されている行のすべてに抹消線を引い てください。			
中の6年度 4名 種類別明細書(増加資産・全資産用) 6時水設備 1 S 60 3 1234567 再類別明細書(増加資産・全資産用) 6時水設備 1 S 60 3 1 2 0 0 0 0 0 15 * 数質及び取得価額に抹消線をトコンペア 1 H 15 10 5 0 0 0 0 0 0 4 * * 0.562 6ナコンペア 2 H 1 H 20 10 1 H 20 10 1 2 0 10 1 2 0 0 0 0 0 4 * * 0.662 2 2 2 1 2 1 10 2 62 10 4 1 0 0 0 0 4 * * 0.562 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ħ		茶	=	a .	191 F			*		_
令和6年度 1234567 種類別明細書(増加資産・全資産用) 名量 () ()	남			<u> </u>	した語のは、「大統領を持て、	成び取得					_
1234567 1234567 1 12 12 12 13 14 15 10 15 14 15 10 15 15 15 15 15 15					一部が減少の対象の対象を	減少後の数	0.562	0.631	0.858	0.562	_
中の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		è資産用	隹			種内に					
- 中和6年度 1234567 種類別明細書 名量 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		華									
中の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		加資					4 *			4	
1234567	英	頁別明細書(増力	価額	<u> </u>	0	0 0 0	0		0 0 0 0 2	-	
1234567 数 取得年 名量 年 年 合排水設備 1 S 60 トコンベア 中 1 H 15 ・クリフト 1 H 6 タセット 1 H 20 ・カコン 1 S 63 ・カコン 1 B 6 ・カコン 1 B 6 ・カコン 1 B 6 ・カコン 1 B 6 ・カコン 2 B 21 ・フコン 2 B 21 1 1 21 20 ・カコン 2 B 21 1 2 B 21 21	和6年	種業		-		0	0	0	0	0	L
1234567 名	√ ⊢	ı	0得年月	种	09	15	9	20	69	21	
1234567 合排水設備 トコンベア ・クリフト ※セット				_	S		1 H	H 1	φ 		F
					量外給排水設備 1				-#* -		
# 11 21 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		所有者コード						15	1.7	18	_
店 種数 - 2 5 9 9 9 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		所衤			_	2	5	9	9	9	

資産の一部を修正する場合は、変更箇所に抹消線を引き、その欄内に変更後の内容を記入してください。

耐用年数省令改正による耐用年数の変更の場合は、耐用年数に抹消線を引き、変更後の耐用年数を記入してください。余白に「省令改正による」と記入してください。

VII 提出前チェックシート

申告書提出前に、下記チェックシートを活用し、必ず申告内容の確認をお願いします。

	申告先】 令和6年1月1日現在、事業用に供することができる資産ですか。 吉川市内に存在する資産ですか。
【2. □ □	申告書】 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれはないですか。 去年の取得価格の計(二)と今年度の申告書の前年前に取得したもの(イ)の価格は合っていますか。
[3. 	種類別明細書(記載方法)】 種類別明細書(種類、資産名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数)に誤り等はないですか。 非課税・特例適用資産には、その備考欄に根拠条文を明記していますか。 令和4年以前に取得した資産で、申告がされていなかった資産については摘要欄に「申告漏れ」 と記載していますか。
[4 .	種類別明細書(記載漏れの確認)】 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。 社宅用、宿舎用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。 簿外資産も含めていますか。 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
□ 【5. □	テナント入居者が取り付けた特定附帯設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。 種類別明細書(申告不要資産の確認)】 家屋部分の申告が含まれていませんか。 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は
【6. □	申告から外してありますか。 その他】 郵送で申告する場合で、申告書の控えが必要なときは、返信用封筒と控え用 の申告書を同封していますか。

令和6年1月31日(水) までに

吉川市役所課税課家屋係へ提出してください。

